

参 考 資 料

- 資料 1 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 資料 2 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市開催基本方針
- 資料 3 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 資料 4 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会専門委員会規程
- 資料 5 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市開催推進総合計画
- 資料 6 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市企業協賛取扱要項
- 資料 7 セーリング部会の設置について
- 資料 8 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市医療救護要項
- 資料 9 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市防疫対策要項
- 資料 10 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市食品衛生対策要項
- 資料 11 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市環境衛生対策要項

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日
日南市準備委員会
設立総会決定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 3 5 名以内
- (4) 監事 2 名

（役員の選任）

第6条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1）競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市教育委員会生涯学習課国スポ・障スポ準備室内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和6年4月1日改正）

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市開催基本方針

令和5年7月11日
日南市準備委員会
第1回総会決定

1 基本方針

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人生をより豊かにし充実したものにするため、極めて重要なもののひとつです。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会は、本市が目指す「人とまちがキラリ輝く元気な日南市」の実現に向けて、市民・企業・団体・行政が連携し、「オール日南 チーム日南」で開催します。

開催にあたっては、地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、市民参加と協働により、本市の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、この大会を本市スポーツ推進の基本理念である「だれもがいつでも、どこでも、気軽に」スポーツを楽しめるまちの実現に向けた契機とします。

2 実施目標

(1) 地域の資源を磨き、自分たちのまちに愛着や誇りを持てる大会

市民が国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、本市が有する三つの「幸」（山幸・海幸・人幸）をさらに磨き上げ、自分たちが住むまちに愛着や誇りを持てる、個性あふれる大会を目指します。

(2) 市民協働による大会

近年のスポーツを取り巻く環境の変化や国民スポーツ大会改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用など大会の効率化と、市民・企業・団体・行政など多様な主体の知恵と工夫を集結した市民協働による大会を目指します。

(3) 日南の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れる全ての方々を心のこもった“おもてなし”でお迎えし、日南海岸や飫肥城下町、泰平踊などの個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に発信します。

(4) 生涯スポーツの推進に結びつく大会

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を、市民がそれぞれのスタイルでスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高める機会ととらえ、市民のライフステージに応じた健康、体力づくりを進めるため、「だれもがいつでも、どこでも、気軽に」スポーツに接することのできる環境づくりに結びつく大会を目指します。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和 5 年 7 月 1 1 日
日南市準備委員会
第 1 回 総会 決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会
専門委員会規程

令和5年10月30日
日南市準備委員会
第1回常任委員会決定

（趣旨）

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市開催推進総合計画

令和5年10月30日
日南市準備委員会
第1回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、日南市の総力を結集し、オール日南で来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市が目指す「人とまちがキラリ輝く元気な日南市」の実現に向けて、日南市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、両大会を一過性のものとし、その開催を通じて市民が日南に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて日南の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

（5）観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、また、デジタル技術を積極的に活用しつつ、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

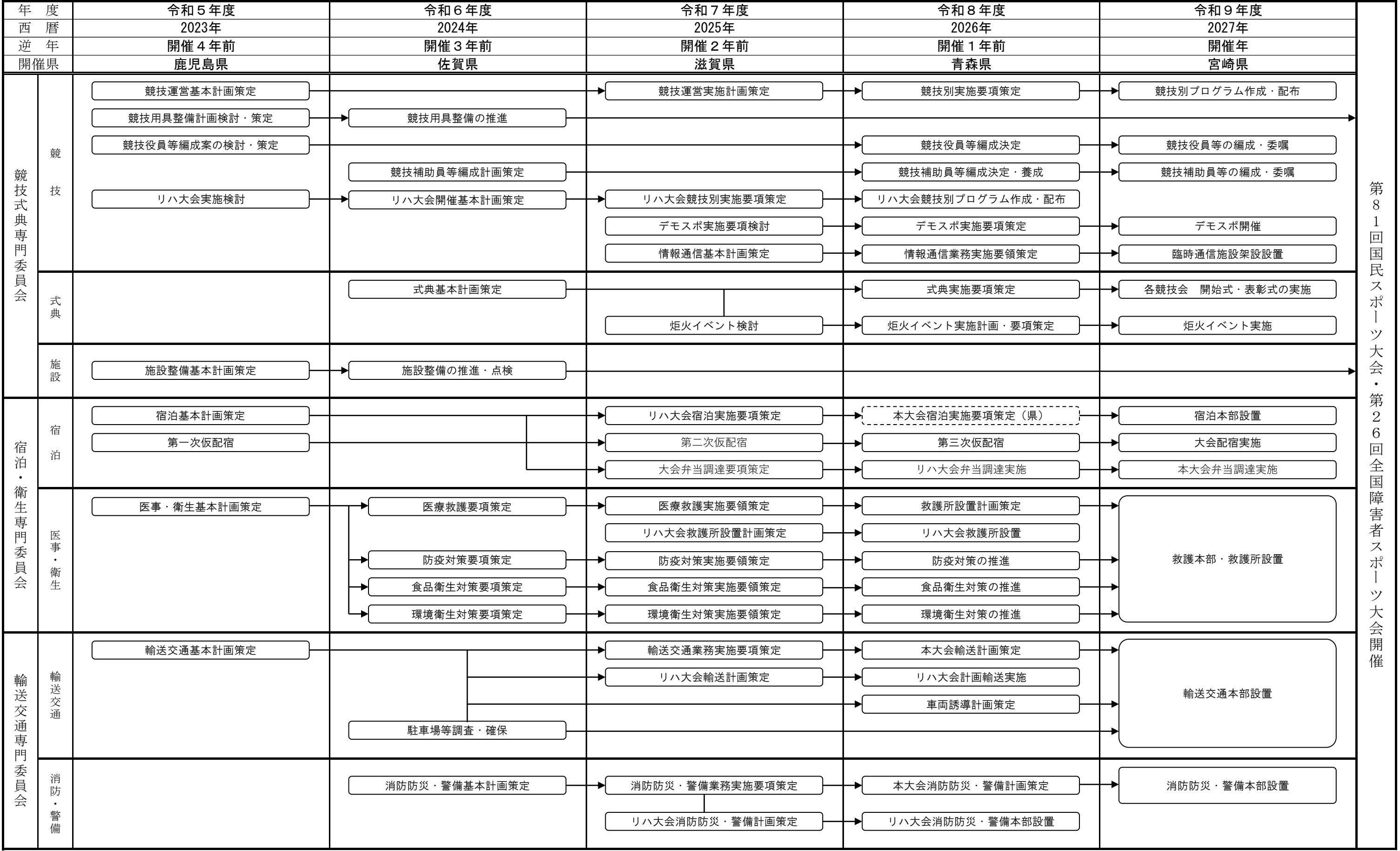
本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全・安心かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、デジタル技術を積極的に活用し、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日南市開催推進総合計画【年度別業務】

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	第 8 1 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 開 催
西 暦	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
逆 年	開催 4 年前	開催 3 年前	開催 2 年前	開催 1 年前	開催年	
開催県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	
主 要 行 事	準備係設置	準備室設置		リハーサル大会開催	第81回国民スポーツ大会開催	
	庁内推進会議設置	文科省・日スポ協総合視察			第26回全国障害者スポーツ大会開催	
	準備委員会設立	大会開催・会期決定				
		実行委員会へ改組				
準 備 組 織	庁内推進会議開催	実施本部設置・開催	リハ大会実施本部運営マニュアル作成	本大会実施本部運営マニュアル作成		
	準備委員会設立総会	【実行委員会へ改組】 実行委員会総会開催				
	常任委員会開催					
	総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催					
総務企画専門委員会	総務企画・財務	県準備委員会及び共催市との連絡調整	県実行委員会及び共催市との連絡調整			
		開催準備総合計画策定				
			運営ガイドライン策定			
		企業協賛取扱要項策定	企業協賛の推進			
		リハ大会経費調査・検討	リハ大会経費予算編成	リハ大会予算執行・決算		
		本大会経費調査・検討		本大会経費予算編成	本大会予算執行・決算	
	広報		識別用品整備要項策定	リハ大会識別用品整備	本大会識別用品整備	
			遺失物・拾得物取扱要項策定	リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施	本大会での遺失物・拾得物取扱実施	
			保険加入要項策定	リハ大会保険加入	本大会保険加入	
			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書策定	
	市民運動	準備委員会ホームページ開設・運用				
		広報基本計画策定				
		広報啓発活動の推進				
	観光・接伴	市民運動基本計画策定	市民運動の推進			
		ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・研修会開催	リハ大会ボランティア配置	本大会ボランティア配置	
		ボランティア募集等の検討	リハ大会ボランティア業務計画策定	本大会ボランティア業務計画策定		
	観光・接伴		歓迎装飾・接伴実施要項策定	歓迎装飾・ガイドブックの検討	歓迎装飾・ガイドブック作成等	
		観光・接伴基本計画策定	案内所・休憩所等設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置	本大会案内所・休憩所等設置	
			売店設置運営要項策定	リハ大会売店配置	本大会売店配置	



第 8 1 回 国 民 ス ポー ツ 大 会 ・ 第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポー ツ 大 会 開 催

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市企業協賛取扱要項

令和6年7月9日
日南市準備委員会
総務企画専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- （1）協賛は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下「準備委員会」という。）において受け入れる。
- （2）協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- （3）協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- （4）協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- （5）協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- （1）大会の趣旨に反するもの
- （2）法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- （3）青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- （4）政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- （5）個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- （6）その他準備委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- （1）協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- （2）前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、準備委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて準備委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 準備委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に準備委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇社は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日南市開催 { を応援しています。
の協賛企業です。
〇〇競技会を応援しています。
〇〇競技会の協賛企業です。 }

別表第1

協賛者	総額 (相当額)	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	50万円以上	① 感謝状 ② 特別観覧席の提供	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上		郵送	—
	10万円未満	礼状		

別表第2

協賛者	総額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用した フリーズ
企業・団体等	50万円以上	① 写真及び 記事の掲載 ② バナー貼付	協賛者 名表示	掲載可能物 品に協賛者 名を掲載	使用可
	50万円未満 10万円以上	写真及び 記事の掲載			
	10万円未満	協賛者名			

セーリング部会の設置について

令和 6 年 7 月 4 日
日南市準備委員会
競技式典専門委員会決定

セーリング競技については会場の規模が大きく、仮設等による設営を予定している。
また、港湾施設を使用するほか競技会場が海面であることから、競技実施に際し調整にあらゆる関係団体と連絡を密にする必要がある。これらの調整や課題を一元的に管理し、より効率的な運営を進めるため、下記のメンバーによりセーリング部会を設置する。

【セーリング部会構成】

- 宮崎県セーリング連盟
- 日南市セーリング連盟
- 自衛隊宮崎地方協力本部日南地域事務所
- 宮崎海上保安部
- 宮崎県油津港湾事務所
- 日南市漁業協同組合
- 南郷漁業協同組合
- 外浦漁業協同組合
- 水産林政課
- 建設課
- 財産マネジメント課
- その他専門委員会が必要と認めた団体等

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市医療救護要項

令和6年7月11日
日南市準備委員会
宿泊衛生専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、宮崎県が設置した第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

（3）宿舎における医療救護

宿舎において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、準備委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

（4）日本のひなた宮崎国スポ・障スポ関連イベント等における医療救護

本市主催の日本のひなた宮崎国スポ・障スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市防疫対策要項

令和6年7月11日
日南市準備委員会
宿泊衛生専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会は、宮崎県が設置した第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視するとともに、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（2）この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市食品衛生対策要項

令和6年7月11日
日南市準備委員会
宿泊衛生専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

- （ア）日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- （ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他準備委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）食中毒発生時の対応

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市環境衛生対策要項

令和6年7月11日
日南市準備委員会
宿泊衛生専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会は、宮崎県が設置した第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舍の衛生対策

宿舍の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正

な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。